

令和6年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和6年6月3日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名   |
| 第 2 |        | 会期の決定  |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)                                |
| 第 4 | 報告第 1号 | 令和5年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                     |
| 第 5 | 報告第 2号 | 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について               |
| 第 6 | 承認第 3号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について                         |
| 第 7 | 承認第 4号 | 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について              |
| 第 8 | 承認第 5号 | 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について                 |
| 第 9 | 承認第 6号 | 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について              |
| 第10 | 承認第 7号 | 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について                      |
| 第11 | 承認第 8号 | 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について                      |
| 第12 | 承認第 9号 | 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について                      |
| 第13 | 承認第10号 | 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について                |
| 第14 | 承認第11号 | 永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |

- 第15 承認第12号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第16 承認第13号 永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第17 議案第33号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第18 議案第34号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第19 議案第35号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第20 議案第36号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第21 議案第37号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第22 議案第38号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について
- 第23 議案第39号 永平寺町個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第40号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第41号 字の区域の変更について
- 第26 議案第42号 字の区域の変更について
- 第27 議案第43号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第28 議案第44号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第29 議案第45号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第30 議案第46号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第31 議案第47号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第32 議案第48号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第33 議案第49号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第34 議案第50号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第35 議案第51号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第36 議案第52号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第37 議案第53号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第38 議案第54号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第39 議案第55号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第40 議案第56号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について

第4 1 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回

第4 2 請願第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願

第4 3 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1番 酒井圭治君  
2番 長岡千恵子君  
3番 川崎直文君  
5番 清水紀人君  
6番 金元直栄君  
7番 森山充君  
8番 清水憲一君  
9番 滝波登喜男君  
10番 齋藤則男君  
11番 上田誠君  
12番 松川正樹君  
13番 楠圭介君  
14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副	町	長 北川善一君
教	育	長 竹内康高君
消	防	長 宮川昌士君

総務課長	多田和憲君
契約管財課長	朝日清智君
総合政策課長	清水智昭君
えい住支援課長	深水正康君
建設課長	竹澤隆一君
農林課長	島田通正君
防災安全課長	吉田仁君
商工観光課長	江守直美君
上下水道課長	勝見博隆君
福祉保健課長	高嶋晃君
住民税務課長	吉川貞夫君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	吉田正幸君
子育て支援課長	池端時枝君
会計課長	波多野清志君

## 6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5月30日、町長より令和6年第3回永平寺町定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご健勝にて一堂に会し、ここに本定例会が開会できますこと厚く御礼を申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様方には、傍聴心得を熟読され、円滑なる議事進行にご協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

今定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより令和6年第3回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、川崎君、5番、清水紀人君を指名いたします。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日6月3日から6月18日までの16日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月3日から6月18日までの16日間に決

定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いをいたします。

次に、例月出納検査の結果が、監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長より、招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和6年第3回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回、ご提案いたします議案等の概要について、ご説明いたします。

新緑の香りが清々しく、吹く風も初夏を感じるようになってまいりました。議員の皆様におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、各委員におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

今年度に入り、管内での住宅火災や林野火災が発生しております。こういった災害はいつ起こるか分かりません。まちといたしましては消火栓器具の整備を進めるとともに、住宅用火災警報器の点検や交換・設置指導を行い、火災防止に努めてまいります。

次に、消防団の充実強化について、でございます。

減少傾向にある団員確保のため、今年度から新たに消防経験団員として募集を行ったところ、経験豊富な22名のOBの方々に入団していただきました。今後は、知識、技術等を継承していただき、入団促進も継続していくことで消防団体制の整備と充実強化を図ってまいります。

これから出水期を迎えます。气象台や県からの気象情報等の情報収集や情報発信を迅速かつ的確に行うため、日頃から関係者との連絡体制を整え、町民の命を守る事を第一優先に、早め早めの避難情報の発令に努めてまいります。まちといたしましては、町内における越水、冠水が想定される箇所へのバリケードや土嚢設置など、災害発生時に迅速な対応が取れるよう準備を進めてまいります。

各地区におかれましても自主防災組織を中心として、避難所までの安全な避難経路をあらかじめ確認するなど、ふだんの備えを進めるとともに、行政からの情報を待たずに自助、共助による活動を進めていただけたらと考えております。個別避難計画に関しましては、5月末現在で65地区に取り組んでいただき、276名の計画を作成しております。作成時には区長や自主防災組織、民生児童委員ら地域の皆様に多大なご協力をいただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

今年度は、区長の皆様からの要望により、計画作成のためのワークショップを前倒しして6月15日に開催いたします。新しい役員の皆様への説明や各地区の情報を共有することで、事業への理解度を深め、さらなる拡大促進を図ってまいります。まちでは大規模災害を想定して、各学校の普通教室を活用した、避難所による受入れ数拡大を進めておりますが、今年度は町内企業のご協力を得て、避難所数を増やす取組を計画しております。特に民間の福祉施設に依頼している要配慮者の受入れは、個別避難計画の推進にも直結するため、関係企業のご協力に大変感謝しております。

また、これまでもハザードマップを用いた危険区域確認や、避難所におけるテント等の設営体験を通じて、小・中学校の児童生徒の皆さんの防災意識向上に取り組んでまいりましたが、新たな取組としまして、能登半島地震に伴う被災地支援活動に派遣した職員を講師とした体験講演会を開催しております。5月31日の永平寺中学校をはじめとして、7月9日までで随時開催の予定です。情報が錯綜し人材も物資も不足するような状況の中で、支援活動に従事した職員の生の声は、児童生徒の皆さんの意識を高めてくれると思います。

さて、環境省は熱中症による重大な健康被害に備えるため、これまでの熱中症警戒アラートより一段上の熱中症特別警戒アラートを新設し、4月23日から運用を始めました。アラートが発表された際には、永平寺町の公式ラインや防災無線等で野外活動の自粛など、より一層の熱中症予防行動を呼びかけるとともに、危険な暑さから一時避難するクーリングシェルターを公共施設で15施設、日本郵便株式会社の協力を得て6施設、計21施設を開放いたします。このうち公共施設については、アラートの発表がなくてもクーリングスポットとして常時利用できる施設としてまいります。今年の夏は例年より暖かい空気に覆われやすいため、気温は全国的に高くなる予報となっております。熱中症は命に危険を及ぼすという意識を常に持ち、早め早めの情報提供と対応行動により、熱中症予防対策

に努めてまいります。

防犯関連では、6月15日のアユ釣り解禁日に合わせて、福井警察署と防犯隊、中部漁協との合同パトロールを実施し、車上狙いやごみの投棄等の犯罪や水難事故の防止を啓発し、九頭竜川でのアユ釣りを楽しんでいただけるように努めるとともに、町内の夜間の防犯対策についても、防犯隊による夜間パトロールを実施し、地域の安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

更生保護関連では、県内で初めて単独計画としての再犯防止推進計画を取りまとめました。犯罪を犯してしまった方々への支援を目的として、地域社会から誰もが排除、孤立することなく、再び社会の一員として受け入れられるよう、誰一人取り残さない社会と安全で安心して暮らせるまちづくりを、関係者の皆様とともに進めてまいります。

さて、新幹線開業から2か月半が経過しました。まちへの観光入込客数は報道発表されているとおり、大本山永平寺を中心に伸びており、観光消費額も増加傾向であると伺っております。外国人の観光入込客数も、今年の1月から4月をコロナ前と比較すると2割以上伸び、コロナ前の水準に戻っております。インバウンド受入れ環境整備では、多言語表記による看板設置やデジタル観光マップ整備など、国内観光客を含めた多様な観光ニーズに対応できるよう、十分県として取り組んでまいります。そのほかにも新幹線開業効果がこのまま持続できるよう、関係者の皆様と連携を図りながら観光政策を進めてまいります。

商工施策といたしましては、総額1億円の永平寺町プレミアムデジタル商品券による、物価高騰対応支援事業を現在実施しております。物価高騰による節約意識、買い控え傾向にある町民の方への買物支援で町内での消費を促進し、事業者支援につなげてまいります。5月末時点で予定しておりました商品券は全て購入いただいております。利用額6,650万円、66.5%の利用実績となっております。

高齢者の事故防止に関しましては、新たに免許返納と行政支援のワンストップ窓口を設置いたします。これまで、まちの高齢者運転免許自主返納支援事業を申請される場合には、役場に来ていただき申請する必要がありましたが、福井警察署のご支援を賜り、本日より警察署窓口でも運転免許証を返納する際に申請できるようになりました。今後も福井警察署と連携して、高齢者ドライバーの交通安全につながりを推進してまいります。

志比北小学校利活用では、5月31日に第1回目となる志比北小学校利活用を

考える会を開催いたしました。志比北地区からの公募の方、志比北地区振興会、公民館長等13名の方にお集まりいただき、学校の現状、校門のスケジュール等の確認をいたしました。今後1か月から2か月に1回程度の会議を開催するほか、必要に応じて視察研修を実施し、幅広く情報を収集し、施設利活用の具体的な方向性を検討してまいります。

続きまして、町内で行われている自動運転の新たな取組といたしまして、国内初のレベル法自動運転による許可後、昨年10月の事故を受け一層の安全対策を行い、運行の再開をしたところですが、併せて事業採算性のある運行モデル構築を関係者の皆様と検討しております。国土交通省所管の自動運転社会実装推進事業に応募しており、採択となれば、自動運転車内で映像コンテンツを楽しめる新しい移動の在り方について、実証できる環境づくりを進めます。

農業関連では、県のブランド米「いちほまれ」の本格的な流通が始まってから7年目を迎えました。よりよい品質を目指して、収量、品質及び食味などの厳しい基準を満たした優れた生産者を、福井ブランド米推進協議会が認定する、いちほまれマイスター制度が新たに創設され、初代認定者に大月地区の認定農業者である黒田國男さんが選ばれました。この認定を1つの弾みとして、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会をはじめ、関係機関及び関係団体で構成される予定のいちほまれの里推進委員会を中心に、いちほまれの里づくりを進めてまいります。

また、令和5年度金沢国税局酒類鑑評会において、福井税務署管内の2部門で、町内の3酒蔵が独占受賞いたしました。今酒造期は暖冬であったため製造期間中は例年より気温が高く、また、昨夏の猛暑で酒米の品質が悪い中、製造管理に細心の注意を要した年だったと伺っております。今後、上志比地区から始まる酒蔵を核とした永平寺テロワールに向け、酒米の生産技術向上による高品質化、ブランド化を地域と共に一歩ずつ推進し、農村の地域活性化を図ってまいります。

建設課では、未来へつなぐインフラ整備をスローガンに、誰もが安全で安心して暮らすことができる生活基盤整備に努めております。昨年度から工事着手している松岡西公園は、詳細設計を進めておりますが、シンボルツリーとして位置づけている桜2本のうち、東側の1本は幹の半分以上が空洞となっていることから、詳細な状況を職員に確認させております。5月の強風では、強風による倒木の下敷きとなりお亡くなりになられる方が出るなど、痛ましい事故のニュースもありましたので、この桜についても、状況の確認と併せて専門家の判断を仰ぎ、しか

るべき対応を公園整備に合わせて検討してまいります。

町内幼稚園関連では、先日の新聞で報道されましたように、不適切な保育防止に関するガイドラインを取りまとめました。子供との関わり方についての具体的な言葉かけを事例として表記するなど、誰が読んでも分かりやすい指針としておりますので、子供たちと日々向き合う保育士の皆さんが自信を持って業務に取り組めるよう、環境づくりにつなげてまいります。

続きまして、教育委員会関連では、今年、休校となりました志比北小学校の統合先である志比小学校の様子としましては、これまで両校の交流を積み重ね、また、志比北小学校の先生も配属されていることから、両校の児童はおおむね落ち着いて学校生活を過ごしていると伺っております。しかし、統合間もない時期でもあり、各学年における課題も見えてきております。そのため児童、保護者の皆様や先生方を含めて、よりよい学校生活を送れるように取り組んでいます。

国が進めている休日部活動の地域移行につきましては、円滑な地域移行に向けて、永平寺町部活動地域移行推進準備会を新たに設置しました。今後は、各学校、各部指導者、保護者、町スポーツ協会などの皆様と協力し、部活動の円滑な地域移行に向けた取組を進めてまいります。

スポーツ関係では、九頭竜川かわと町協議会が、永平寺町企業版ふるさと納税活用支援事業補助金を活用し、鳴川橋上流のパドリングエリア鹿の場に、活動拠点九頭竜川パドリングセンターを整備され、7月7日にオープンを迎えることになりました。ここを拠点にカヤック体験やスクールを開催し、観光誘客、世界に通用するトップアスリート育成活動を展開されるとのこと。まちとしましては、スポーツ協会と連携し活動を支援してまいります。また、町民の皆様にはパドルスポーツを身近に感じていただけるよう、体験教室等を開催したいと考えております。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、報告が2件でございます。

第1号から2号におきまして、財源を含めた繰越事業費を調整しましたので、ご報告させていただくものでございます。

続いて、承認が11件、承認第3号から承認第6号は、令和5年度一般会計等予算の補正を3月29日に、承認第7号は、令和6年度一般会計予算の補正を5月7日に、承認第8号は、同じく令和6年度一般会計予算の補正を、5月23日にそれぞれ専決処分させていただきました。

承認第9号から承認第11号は、地方税法等の一部改正に伴う条例改正を、3月30日にそれぞれ専決処分させていただきました。

承認第12号は、下水道法施行規則の一部を改正する省令等の公布に伴う条例改正を、4月1日に専決処分させていただきました。

承認第13号は、配偶者暴力防止法の一部改正に伴う条例改正を、3月29日に専決処分させていただきました。

続いて、議案は、補正予算が6件、条例改正が2件、字区域変更が2件、農業委員会委員の任命同意が14件の、計24件でございます。

補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、町立在宅訪問診療所特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計における、それぞれの所要額を補正するものでございます。

条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条例改正及び新たに委員会を追加することに伴う附属機関設置条例改正でございます。

そのほか、本年、第2回定例会におきまして上程いただきました、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、撤回させていただきます。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第1号 令和5年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

～日程第5 報告第2号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、報告第1号 令和5年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第5、報告第2号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま、一括上程いただきました報告第1号、令和5年度

永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について並びに報告第2号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

3月議会にてお認めいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整しましたので、報告するものでございます。

議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

まず、報告第1号の一般会計繰越明許費におきましては、年度内完了が見込めなくなった20事業、総額3億8,196万1,000円を繰越したものでございます。

議案書5ページをご覧ください。

報告第2号の土地開発事業特別会計繰越明許費におきましては、1事業195万6,000円を繰越したものでございます。

以上、報告第1号、令和5年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について並びに報告第2号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告といたします。

詳細につきましては、担当課よりご報告申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、報告第1号から第2号の補足説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、一般会計繰越明許費でございます。

議案書の2ページから3ページでございます。

繰越しとなりました予算の款項及び繰越しの事業名並びに事業の内容、繰越しの理由につきましては、3月議会定例会で1事業ずつ説明をさせていただいたとおりでございます。

繰越額に変更があったものについて、説明いたします。

2ページの一番下をお願いします。

款8土木費、項2道路橋梁費、除雪事業では、年度内に支出した前払い金額分を繰越額から減額しまして、繰越額は3,439万4,000円となっております。

3ページをお願いします。

一番上です。

款8土木費、項2道路橋梁費、社会資本整備交付金事業では、年度内に前倒しで実施しました事前調査費分を、繰越し分から減額しまして、繰越額は1,747万7,000円となっております。

次に、上から3番目の、款8土木費、項4都市計画費、公園事務所経費では、業務発注時に発生しました入札札差金分を繰越額から減額し、繰越額は402万円となっております。

下から2番目、款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、林道災害復旧費補助では、年度内に支出しました前払い金額分を繰越額から減額し、繰越額は9,873万3,000円となっております。

また、財源としまして、国庫補助金が確定したことから、財源である国・県支出金を5,904万9,000円としております。確定した繰越しは全20事業で、総額は3億8,196万1,000円となり、その財源内訳は、国、県支出金が1億9,095万8,000円、地方債が7,450万円、その他特定財源が8,566万4,000円、一般財源が3,083万9,000円でございます。

次に、報告第2号、土地開発事業特別会計繰越明許費でございます。

議案書5ページでございます。

款1土地開発事業、項2宅地造成費、宅地造成事業では、歳入である一般会計からの貸付金を年度内で収入したことから、非収入特定財源としたものでございます。

以上、報告第1号及び第2号の補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君）

今ほど繰越明許費の変更点等説明をいただいたのですが、工期による変更というのはありませんか。具体的に言いますと、地域住民の生活に関わること、特に土木費あるいは体育館等については、非常に住民の生活に関わってくるので、工期の縮小になったこととかというのはありませんか。また、実際に工期というのはどのように見ておられますか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 工期につきましては、特段変更はございません。工期の基準としましては、標準工期を守って設定しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） その工期ですけどね、特に私も通ることがありますけれども、非常に道路が狭くなっているようなことがあるので、その辺、工期縮小ということにはならないのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 基本的には標準工期を守るような形で、安全を守る形で進めておりますが、時と場合によっては、短縮も見込める場合には、そういった形で打合せの中で縮小することがございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

以上、報告第1号、令和5年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第2号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの2件を終わります。

～日程第6 承認第3号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決書分の承認について～

～日程第7 承認第4号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第8 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第9 承認第6号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、承認第3号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第9、承認第6号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、承認第3号、令和5年度

永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第6号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、までの4件について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書9ページをご覧ください。

まず、承認第3号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算では、第1条において、歳入歳出それぞれ2億7,622万円を減額し、補正後の予算総額を101億6,517万9,000円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、10ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書35ページをご覧ください。

次に、承認第4号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計では、予算総額に変更はなく、財源の組替えを行うものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、36ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書45ページをご覧ください。

次に、承認第5号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算では、第1条において、歳入歳出それぞれ750万円を減額し、補正後の予算総額を5億947万3,000円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、46ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書55ページをご覧ください。

次に、承認第6号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算では、第1条において、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の予算総額を1億7,351万7,000円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、56ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、承認第3号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計の専決処分についてまでの4件についての提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 承認第3号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分承認についてから、承認第6号、令和5年度町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分承認についてまでの2件に係る質疑については、補足説明の後、議案ごとに行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、承認第3号から承認第6号までの4件について、補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、承認第3号から第6号の補足説明をさせていただきます。

まず、承認第3号、一般会計補正予算につきましては、事業の実績による減額補正が多数でございますので、減額金額が大きい款項並びに増額となった事業が含まれる款項についてご説明いたします。

議案書21ページをお願いいたします。

下段の款2総務費、項1総務管理費では、目1一般管理費において、本年1月から3月にあった、ふるさと納税額276万円をふるさと応援基金に積み立てるため、積立金を増額計上しております。なお、目1一般管理費では、実績に基づき退職手当組合負担金760万円の減など、職員手当等を1,500万円減額しており、項1総務管理費全体では3,353万円の減額となっております。

23ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費では、目4児童福祉施設費において、閉園となった施設解体の入札で差金が発生したため、工事請負費を7,467万5,000円減額しております。

また、私立認定こども園施設型給付費負担金を1,382万1,000円の減額など、負担金補助及び交付金は1,649万2,000円の減額となったところであり、24ページの上段に表記がございますが、項2児童福祉費全体では1億2,038万7,000円の減額となっております。

24ページをお願いします。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費では、目2予防費において、予防接種事業委託料804万7,000円の減など、実績に基づき委託料を1,224万2,000円の減額としたほか、25ページの上段になりますが、上水道事業会計の負担金が減額となったことなど、項1保健衛生費全体で2,698万円の減額と

しております。

26ページをお願いします。

下段の款8土木費、項2道路橋梁費では、目2道路橋梁維持費において、除排雪事業の実績に伴い、除雪委託料1,841万3,000円を増額計上しております。

29ページをお願いいたします。

下段の款10教育費、項6保健体育費では、目3学校給食費において、学級閉鎖等に伴い賄材料費が940万円の減となるなど、30ページ上段に表記がございますが、項6の保健体育費全体で2,093万円の減額としたところでございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたしますので、17ページをお願いいたします。

17ページ一番下の、款11地方交付税においては、実績により特別交付税1億2,275万3,000円を増額計上しております。

19ページの上段、款16県支出金、項2県補助金では、目2民生費補助金において、子ども子育て支援交付金1,375万3,000円を増額計上しており、目10災害復旧費県補助金において、林道災害復旧費補助金3,356万9,000円を増額計上しております。

なお、十分な財源が確保できたことから、20ページの上段になりますが、款19繰入金、項2基金繰入金については、全体で2億9,691万2,000円の減額、20ページの下段になりますが、款22町債では、合併特例債を中心に1億3,740万円の減額としたところでございます。

次に、承認第4号、国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

議案書の40ページでございます。

この会計につきましては、財源の組替えを行うものです。

充当財源としまして、款3国庫支出金、助産費補助金1万5,000円を計上しまして、款1国民健康保険税を増額、減額するものでございます。

次に、承認第5号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、事業実績による減額補正でございます。

議案書51ページの中段をお願いします。

款2下水道事業費、項1下水道維持管理費につきましては、目1公共下水道維持管理費では、需用費、電気料の減が100万円、委託料が300万円の減額で

ございます。また、目2特定環境保全下水道維持管理費では、修繕料が150万円の減額、委託料が200万円の減額でございます。

次に、承認第6号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、これも事業実績による減額補正でございます。

議案書の61ページをお願いします。

款2農業集落排水事業費、項1農業集落排水維持管理費につきまして、需用費が100万円の減額でございます。

以上、承認第3号から第6号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより、承認第3号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

担当課の補足説明はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 23ページの、いわゆる児童福祉施設費ですけれども、私立認定こども園施設型給付費負担金が1,300万円減額されています、あと、支援事業補助金が220万円減額されているのですが、それは何か理由というのはあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） お答えします。

まず、私立認定こども園施設型給付費負担金が1,382万1,000円減額されている理由ですけれども、加算部分の変更や急な転出での退園、途中入園の予定変更など、予定していた見込みより給付額が少なくなることから、減額補正となるものです。

次に、支援事業費の補助金226万5,000円の減額については、延長保育業務補助金、障害児保育事業補助金など、実施に係る経費や人件費に係る経費が見込みより実績が少なかったため、減額補正となるものです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 心配したのは、例えば運営費等でいいますと、子供の増減というより、運営が保育士なんかの異動による、いわゆる減額が生ずるということはないのですか。なかったですか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 加算部分の変更といえますのは、必要な保育士数を超えて配置した場合につけられる加算でありますので、必要な保育士数は確保されております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 人件費のことで、少しお尋ねをいたします。

説明書を見させていただいているのですが、正職員あと会計年度任用職員も定数よりも若干減っているという状況の中で、一方、時間外手当についても減額になっているところもございます。定数等、時間外手当、多いところでは年間1人二十何万円ほど、単純に割り切るとそうなっているわけですが、働き方改革でそのように指導しているというのですかね、そういうふうに行っているということに理解をすればいいのでしょうか。よく役場の前を夜通ると、電気がこうこうとついているとか、一方、副町長もご存じのとおり、県庁もかなり長いことついていることもありまして、そういうことも公務員としては少し是正するようなこともやっているのだらうと思います。

一方、民間の企業なんかは、もうきちっと決められた時間に電源を落とすという方策も取りながら、時間外を抑制、抑えているということも見受けられるわけですけれども、実際これだけ取り組んできた効果というのが現れているということに理解すればいいのでしょうか。また、特に会計年度任用職員については、定数よりも減っていますので、人材確保がなかなか難しいというところの表れなのではないでしょうか。それと令和6年の当初予算については、この令和5年度の実績を反映しながら、人件費等も反映させているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 超過勤務の件でございますが、ここは減額につきましては、もともと見ておいた超過勤務、単なる時間的なものの減がございます。あとは、例えばイベントなどで、イベントや通常の災害ですね、能登は別として、

通常大雨時の災害とか、その辺の超過勤務が、当初予算より少なかったといったことで減額となっております。

超勤の均等化ですね、例えば各課において一部の職員だけ超勤が多いとか、そういう状況が見られる場合には、所属長が事務分掌を年度途中でも変更しましてですね、なるべく均一となるように配慮しているところでございます。

もう1つは会計年度ですが、これ実績で見ていただきますと、確かにもともと予定した人数よりも少なかったというような実績でございます。特に資格を持った職種につきましては欠員が生じる、そのまま欠員が長期化するといった状況が今現在も続いております。これにつきましては、今年の当初予算は必要数を上げておるわけですけれども、今現在でも職種によっては、まだ欠員が続いているというような状況もございます。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 令和6年度につきましては、今、学校調理員の件ですけれども欠員がございまして。そのうち1名を人材派遣のほうに人件費から委託料に変えて、人件費を落とすというような補正もさせていただいております。今後につきましても、会計年度、見つからないときは、派遣も委託も含めて、欠員補充をしていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかございせんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） すみません、ちょっと先ほど忘れたのですが、幼稚園のリフレッシュ事業、いわゆる解体工事ですけど、7,400万円、7,500万円近いいわゆる差金出たということですけども、この請負率はどうだったのかと、なぜこんなに大きい差金が出てきたのか。そこをちょっと。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 申し訳ございません。請負率につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただきます。

ただ、解体工事のほうですけども、最低制限価格を設けず入札のほうを実行しておりますので、そちらで減額というのが大きかったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕は内容によっては差金が出るような入札の仕方って、自治

体としてはあり得ると思います。一応これまでいろんな工事のときに、いわゆる請負率九十数%という割と高率で発注している。それは国からの指示もあって、安くできないというようなことを言われていたのですが、ここでは、これだけの大きい差が出てくるということになると、下手すると積算そのものがどうだったのかということ、今までの町の答弁から見ると、思えるような状況もあるのですね。そういうのは決して悪いということを行っているわけじゃない。

極端なダンピング合戦になるのでは、それは問題だと思いますけれども、やっぱり契約行政というのは自治体固有の1つの事業というのですかね、でもあるので、やっぱりきちっとした入札をしていけば、それなりのお金が町に残ることになるのですね。それを新たな事業とか町民のいろんな要望のところに回せば、もっと幅広いいろんな町民要求を実現できることにも使えるということを考えて、入札の在り方って、もうこれを1つの例じゃないですけども、こんな極端な差金が出るようなことはないにしても、もう少し考えてもいいのではないかなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） ただいまのご質問といいますか、ご意見ですけども、通常、設計につきましては品確法を遵守した設計を行っております。

まず、通常の落札率といいますか、請負率が低くなってないというようなご質問ですけども、そちら、今ほども申しました、品確法を遵守した設計をしております。当然、労務費、材料費、そちらについても、現状の金額を適用し入札を行っておりますので、その辺この解体工事の場合は、そういった取壊しですので、そちらの産業廃棄物とか、そういったことはきちっと守ってまいります、そちらのほうは各企業間の取組の入札の努力によって、請負率が低くなるというような状況であると考えております。

よろしいでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 品確法という名前は品質管理法の略です。その公共施設で発注をして、しっかりしたものをつくっていただいて、この品確法が厳格化されて、一斉に通達されて、地方自治体はこういう取組をするようになりました。

当初はそれがあつた場合は、例えば設計で1億円出たのを、今ですとほぼ1億円で予定価格を入れるわけですが、当時はまちの采配で、じゃ1割削りましょうとか8%削りましょうとかして、それを予定価格にして設定をしていた時代があり

ました。ただ、今は品質管理をしっかり維持してもらうために、設計額を予定価格として入れるというのが今の品質管理法ですね。

ただ、今回のこの解体につきましては、もう壊してしまう、その建物をこれから品質管理ではなしに、なくなるもの、ただ、マニフェスはしっかり守っていただかなければいけません、そういった考えの下で、永平寺町は最低落札価格を、その解体の部分については今設定をしていないという中で、今回いろいろな、一般競争だったのか、一般競争入札者でもいろいろな方が入っていただいて、適正に競争をしていただいたというのが現状ですので、ご理解をいただきたいなと思います。

僕もちょっと50%前後やったと思うので、これちょっと幾ら何でも最初の見積りの設計とか、それどうだったという話はしてしまして、ただ、契約管財課、その辺は設計を組むときは、しっかり何社かから見積りとかいろいろ取った中でこの予算額になった。ただ、執行するときにはこういうふうに落ちたということで、ただ、私もその問題提起をしておりますので、金元議員のおっしゃるのは一緒のような考え方でしていますので、その辺もまたこの法律上のこういった中の適正な競争であるというのを、ご理解いただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕は、これ、でかしたと言いたいくらいです。ただ、町長、品質管理法ということを言いますが、例えば設備、半値8掛けと普通言われていますよね。半値8掛け以下ですよ、現実的には。そういうことがまます。クーラーなんか入れたりすると、3割台で物を求めようと思えば可能性があるわけですね。そういうのが現実的にやるときに、品確法、品確法というので、それなりに、ただ、そういうのを設備工事費について、それをダンピングするとかということではなしに、一定のきちっとしたその手間を払うということになれば、物が入ってくるのは安くできる可能性はあるわけですから。

そう言われているときに、それはやっぱり発注するときには、我々の財源確保も含めてどうするかということ、やっぱりきちっと位置づけたその入札の仕方というのは、今後、大いに課題になるのではないかと。かたくなに品確法、品確法ということ言わずともいいのではないかと。ちょっとかいま見えたやり方ではないかなと私は思っているので、その辺は徹底しておきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） ただいまの設計額のことをございますが、今、例で

設備とおっしゃられて、半値ぐらいで入るというお話でした。それは私も聞いたことはございますが、役場のほうで設計する場合ですけれども、契約事務規則、こちらのほうで通常見積りにつきましては、2者以上は最低取るようにといったところで単価のほうを決めております。ですので、役場独自でこの品物は半値だろうとか3割だろうとかというような決め方ではなく、きちっと複数の業者から見積りを取って、それで適正な価格ということで、設計額のほうを出しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この今の取組は、日本全国の自治体がこういうふうにならぬように今取り組んでおまして、国からの通達でこうするというので、これ本当に、もう1つ、ある意味いいところは談合がなくなる。もう公表していますので設計額を、そこでやるということもありますので、また、ご理解をいただけたらなと思います。ここはやっぱり、逆に言うと、適正な値段で適正に仕事をしていただくという1つの基準になると思いますので、ご理解をお願いしたいとおっしゃる気持ちはよく分かります。

○議長（中村勘太郎君） ほか、議員ありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

担当課の補足説明はありませんか。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） この件につきましては、令和5年度より出産一時金

が増額になった、その分の国民健康保険税の負担分を、一時的に令和5年に限り国から1人当たり5,000円の補助があるということがありましたので、その分を補正させていただきました。3名分1万5,000円分でございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第5号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

担当課の補足説明はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようです。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第5号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承

認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第6号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

担当課の補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようです。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 承認第7号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第11 承認第8号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第10 承認第7号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第11 承認第8号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第7号並びに承認第8号の永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めますのでございます。

議案書の65ページをご覧ください。

まず、承認第7号について、でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、補正後の予算総額を9億8,418万9,000円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、66ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。この補正予算につきましては、令和6年5月7日付で専決処分をしております。

議案書の75ページをご覧ください。

次に、承認第8号について、でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ59万円を追加し、補正後の予算総額を9億8,477万9,000円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、76ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。この補正予算につきましては、令和6年5月23日付で専決処分をしております。

以上、承認第7号並びに承認第8号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 承認第7号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第8号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでに係る質疑については、補足説明のあった後、議案ごとに行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、承認第7号から承認第8号までの2件について、補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武士君） それでは、承認第7号並びに第8号の補足説明をさせていただきます。

まず、承認第7号でございます。

議案書の71ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費20万円の増額につきましては、被災者の方への災害見舞交付金でございます。

次に、承認第8号でございます。

議案書の81ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費59万円の増額につきましては、薬液漏れが確認されました永平寺温泉禅の里の、薬液注入設備全3基を入れ替えるための費用でございます。製品の購入となるため、備品購入費での計上としたところでございます。これにつきましては5月27日に発注し、6月6日の営業時間前に全て入れ替える予定になっております。

以上、承認第7号並びに第8号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより、承認第7号から承認第8号までの2件について、1件ごとに審議を行います。

まず、承認第7号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

担当課の補足説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第7号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第8号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

担当課の補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようです。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第8号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第12 承認第9号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第12 承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書82ページから92ページをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の条例改正を、同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、承認第9号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、承認第9号の補足説明をさせていただきます。

主な改正についてご説明します。

83ページ、条例第51条から、84ページ上段については、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免についての規定を追加するものでございます。

84ページ上段、附則第5条の2の追加につきましては、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例規定を設けております。

令和5年度において生じた損失の金額として、適用を受けるということでございます。

84ページの下段、附則第7条の5から、89ページ上段の第7条の8までの追加につきましては、住民税の特別税額控除についての規定の追加になります。

現在行われています定額減税に係る規定でございます。

90ページ中段の、附則第11条から第15条関係の改正につきましては、固定資産税土地に係る負担調整措置や、下落修正ができる特例期間の延長を行うものでございます。なお、この改正につきましては、令和6年4月1日より施行しております。

以上、補足説明とします。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今回のやつについては、特に目玉というのですかね、前後の目的があると思うのですが、それを示してほしいのと。あと、特に個人の住民税の特別減税については、物価が今どれくらい上がっているのか、そういう中で、これがどうして必要なのか。その辺ちょっと分かりやすく説明していただくとありがたいと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） まず、2点目の物価上昇のリスト化については、ち

よっとまだ把握しておりませんので申し訳ございません。あと、これは国において定める制度でございます。所得税で3万円、この税条例改正では、住民税ですので1万円ですね、その分でございます。これはもう固定された金額でされておりますので、ちょっとこれは国の制度の中ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

現在の目玉ですね、今回の税条例は。まず、大きな点が今おっしゃいました定額減税ですね、所得税と住民税を合わせて行うということで、今回、税条例については住民税の分が記載しているということが1点あります。

あと、減免について、これまでは申請による主義で行われていましたが、今回の規定では、明らかなものですね、減免するに明らかなものについては、職権で行えるということが追加されたということは大きなものだと理解しておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 今度の減税の国民への周知については、最近いろいろ話題にもなっているところですが、この住民税の1万円分については、そういう周知について特別何か行政ですとか、それをすることでシステムの変更とか、そういうものは生じてくるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 住民税の減税につきましては、通常税額ですね、年間の税額を6月から5月までの12か月分で特別徴収をすると、また、普通徴収で4期分するのでありますが、今回、特別徴収に関しましては、6月分については徴収をせず、7月から5月までの11か月分として徴収をするということになっています。その点については、事業所を通じて周知をしておりますので、住民の方は理解していると思っております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 今回の地方税法の改定による問題ですけれども、個人町民税

については一人1万円、所得税については3万円、各事業所では、その旨給与をもらっている人たちに企業明細書の中に書き込んで、きちっと周知するようということは言われていて、要するにシステム変更だけでも、膨大なお金がかかるという無駄なことが言われています。

ただ、私が言いたいのは、今、ウクライナやパレスチナでのいろんな戦争の中で、食料が大きく、食料品の値上がりが続いています。先ほど今回の減税の目的はということで、そういうのに対応するために、国民の生活を少しでも助けるためにということで考えられた給付だとは思いますが、いわゆる本当に食料生産への不安や原油産出への不安、さらに日本の場合は、アベノミクスの続きでやっている金融政策で、円安が極端な状況になっているわけですね。それが我々の生活に降り注いでいるのを見れば、政治の責任というのは非常に大きい。確かに地方では国で決められた内容で減税していくのだということで、粛々とやっていくということになると思うのですが、私はやっぱりそういう中でも、今年度、一定働く人たちの賃金の上昇も見られますけれども、物価の上昇にはとてもとても追いついていない状況がある。

そんなことを考えますと、この程度の減税対策で我々の生活が良くなると思うのだろうかということを考えてしまいます。そのことを考えると、これではとても我々の生活の苦しさ困窮さを救えるものにはなっていないということで、地方からやっぱり中央に抗議のつもりでね、反対の立場を取っていきます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第13 承認第10号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第13、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書93ページから94ページをご覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の条例改正を、同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、承認第10号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 承認第10号の補足説明をさせていただきます。

議案書94ページをお願いします。

まず、第2条の改正につきましては、後期高齢者医療支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の22万円から24万円に2万円引き上げるものでございまして、高所得者層に相応の負担を求めることとございます。

次に、第21条の改正につきましては、中所得者層の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の判定所得を引き上げ、軽減対象者を拡充するものです。5割軽減では、被保険者数に対する定額を、これまでの一人当たり29万円から29万5,000円に、2割軽減では、これまでの一人当たり53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

なお、この改正につきましては、令和6年4月1日より施行させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 国保税のいわゆる後期高齢者支援金や介護納付金を含めた、最高限度額の引上げの問題です。いわゆる国保のそういう総称、最高限度額ですけども、106万円になるというのは、最高負担になるには所得幾らぐらいになるのか。社会保険と比べると、どういう状況になっているのか。この辺はやっぱり少し分かりやすく説明していただくとありがたいと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 申し訳ございません、ちょっとその点については、資料を持ち合わせていないので、後ほど説明させていただきます。すみません。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ここでいうと、六百数十万円の所得で最高限度額に達すると思いますね。社会保険ではそうはなっていません。そういうことを考えると、自営業者、零細業者にちょっと重い負担になっているということが言えると思いますね。これを、いや以前はそういうのを全部含めて、最高限度額、いわゆる50万円程度だったのが、それを今では倍以上になってきているのを見ても、やっぱり負担の大きさが分かるころだと思います。その辺については十分考えるべきだと私は思っているところです。もし何かあれば。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それも含めて、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに質疑、11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほどの関連しているわけですが、これね、限度額を上げてですね、例えば2割軽減の5割の人の、当町の対象者というのは何名で、大体それは町の中での事ですね、割合的なもの、そういうものはどうなっているのでしょうか。また、そうすることによってどれだけ変わっていくと、変わったのかということをお知らせください。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） まず、最高課税限度額の引上げについて、でございますが、影響する世帯は31世帯と見込んでおります。なお、軽減につきましては、2割軽減については12名の方に影響があると、5割軽減については9名の方が影響するということでございます。これ%については、なかなか数字も変動がありますのでちょっとここでは申し上げませんが、人数的にはこう見込んでお

ります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 人数的には少ないような感覚かもしれませんが、今ほど同僚議員も言いましたように、やはり限度額を上げるということは、今の国保の体制の中でやはりその負担が増えていくということも考えられます。やはりそういう点を考えると、そこらあたりの一般社保の感覚とですね、ちょっとあまりにも重いのではないかと私も思っています。そういう意味で、この31世帯であるとか、それぞれの方々のですね、ことを考えると、ちょっと私は思っているわけですが、そういう考え的なものは持たれないのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 社保との関係という話でございます。ちょっと今その関連性について、ちょっと調べないと何とも言えませんが、そこについては、今31世帯の方に影響があるということでございます。全体の率としてはかなり少ない世帯かなと思いますが、今回、軽減も多分、中所得者の方については軽減を広げていて、課税を保険で落としている方が増えている。

一方では、課税を上げていて、その高所得者に負担を求めているというバランスを取っているというところもありますので、上げるばかりじゃなくて、しっかり軽減しているというところも考えていただきたいなと思います。社保との関係についてはちょっと調べますので、また、後日、説明させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場を取ります。といいますのは、先ほども言いましたように、もう国民健康保険というのは、1960年代に介護保険制度として始まりました。その中で国が支援をする、2分の1の支援をするということを行ってきた

わけですけれども、それが現在では度重なる改悪というのですかね、によって国の支援が2割台に落ち込んでいるという状況になっています。そういう中で、国民健康保険税全体が、いわゆる一人当たりの負担が増えてきている状況があります。その中でも特にこのそれほど大きくない所得で、最高限度額に達するという状況についても、確かに収入の多い人からはもっと取ればいいんじゃないかという話もありますが、それにしても負担が大きい現状があります。

そのことを考えると、やはり最高限度額の引上げは慎重にやっていくべきだと思うのに、こういうときでも引き上げられていくのは、やはり国のやっぱり医療制度への社会保障へのいろんな支援の在り方の結末ということで、私はやっぱり社会保険と比べても、負担の大きいこの国民健康保険税の最高限度額の引上げについては、反対の立場を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

（午前11時30分 休憩）

---

（午前11時40分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

住民税務課長のほうから、先ほどの質問について、答弁を求められていますので発言を許します。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） すみません。先ほど課税限度額がどうか、106万円に対しての所得についてご質問ございました。

厚生労働省の試算が出ておりましたので、その報告をさせていただきます。

厚生労働省の試算で、単身世帯の給与収入という例があります。単身世帯の給与収入で1,160万円、所得にして980万円の方となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、報告終わります。

～日程第14 承認第11号 永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第14、承認第11号、永平寺町疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第11号、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書95ページから96ページをご覧ください。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、令和6年3月30日に改正されたことに伴い、所要の条例改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めらるるものでございませう。

以上、承認第11号、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、承認第11号の補足説明をさせていただきます。

議案書96ページになります。

第2条の改正において、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内、上志比地区になりますが、固定資産税の課税免除等の要件を満たす設備等の取得適用期間を、令和9年3月31日までに延長をするものでございませう。

なお、この改正につきましては、令和6年4月1日より施行させていただきます。

おります。

以上、補足説明とします。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、説明を聞くと、持続的発展計画に示されたものということですが、対象がどういうものなのか、もう少し分かりやすく説明していただくとありがたいのですが、対象がどういうところになるのか。例えば一般町民が対象になるのか、会社だけ法人とかそういうようなところだけなのかも含めて、そこらをもう少し分かりやすく説明していただくとありがたいです。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 対象は企業です。企業になります。税目としては家屋、償却資産、対象になる償却資産になります。一般町民というのではないと思います。企業誘致の関連ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 別に反対する質問しているわけじゃないので、本当に地域で過疎を支えている人たちというのは、やっぱり住んでいる人たちですよ。企業も来ていただければありがたいのですが、そういうところも含めて、いろいろもう少し町独自に考えることもできるのではないかなと思いますので、そのことだけは言うておきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第11号、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第15号 承認第12号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15号、承認第12号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第12号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

議案書97ページをご覧ください。

下水道法施行規則の一部を改正する省令及び下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令が、令和6年3月13日に公布されたことに伴い、所要の条例改正を地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月1日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、承認第12号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、承認第12号の補足説明をさせていただきます。

本条例は、下水道法などに基づき下水道の管理や使用並びに施設の構造基準、水質基準等を定めることを目的として制定しているものでございます。今回、特定事業場などから検出される水質項目や基準値が一部変更されたため、永平寺町下水道条例第11条の第1項の各号で定める除害施設の設置等に係る水質項目並びに基準値の改正及び関係条文の整理を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、水質基準値につきましては、5項目の基準値が改正、また、新たに追加される項目は3項目、現状の項目の名称を改正するものが3項目となっております。

以上、今回の改正により、水質基準項目が41項目から43項目に増え、うち5項目が基準値の改正、3項目が項目の変更となっております。なお、施行日に

つきましては、大腸菌群数を大腸菌数へ項目を改正するものにつきましては、令和7年4月1日、それ以外の改正につきましては、令和6年4月1日となっております。

以上、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分についてのご説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 1点だけ、特定事業所、事業場ですかの説明もありますけれども、できたらこういう物質のいわゆる排出由来ですかね、存在由来、そういうのをどこかで機会あったら示していただくとありがたいと思います。最近では、米軍の基地なんかでいろんな消火訓練なんかをやったときに使う泡剤ですかね、その基地外への排出、地下への浸透も含めて、大きく問題になっていることもあるというのは知っています。でもその由来、その化学物質の由来があんまり分からないところもあるので、何かの機会に示していただくとありがたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 現在、上下水道課の処理区域内において、現状、永平寺町において特定事業場はございませんが、またの機会にすぐさま各項目のですね、由来のほうは取りまとめさせていただきたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第12号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第16 承認第13号 永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、承認第13号、永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第13号、永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書101ページ及び102ページをご覧ください。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、令和6年4月に施行されたことに伴い、所要の改正を地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

以上、承認第13号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） それでは、承認第13号の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容については、配偶者暴力防止法の一部改正で、保護命令の要件に、接近禁止命令等のほかに退去等命令が追加されたことにより、条例第2条第1項及び第4項のそれぞれ6号に加えるものでございます。

配偶者からの暴力等で、接近禁止命令等や退去等命令の保護命令を受けた家庭は、ひとり親家庭ではなくても医療費助成の対象となるものでございます。

第2条第6項への追加につきましては、法改正に伴い県の要綱も改正されておりますので、併せて改正をするものでございます。

改正に係る施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、その法律の改定により、改定されるのだということがあります。ただ、1つ確認しておきたいのですが、DV被害に基づいてというのですかね、家庭内でそういうものがあって、本町に避難してきている人たちについては、こういう適用についてどうなっているのか。住民票を持ってこないといけないのか。また、所得制限なんかはどうなっているのかというのは、どうなるのでしょうか。

といいますのは、ドメスティックバイオレンスですけれども、これ見てみますと、訴えを起こしていて、そういういろんな命令が出ていないと、この対象にならないのかという問題です。訴えを起こすということは、その人のそういう住居、住所というのですかね、それが相手方に伝わることになるので、こういう問題ってなかなかそういう訴えを起こしにくいという、そういう面もあるのではないかなと思います。そんなことを考えると、実態に合った本町の支援制度になっているのか。本町はいわゆる母子家庭という言い方じゃなしに、ひとり親家庭の医療費の助成ということで、今まで旧松岡時代からあって、これは非常に県内でも先進的な取組ではなかったのかなと、私は思っているところがありますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 今、ご質問ありましたDV被害に遭って、住所を移さずに永平寺町に住んでいる家庭のことですけれども、ちょっと今資料を持ち合わせてないので、後ほどご回答させていただきます。

あと、所得制限は設けられていますので、一定の所得制限をオーバーされている方は、ひとり家庭であってもひとり親家庭の医療費の助成の対象にはなっておりません。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ちょっと最近みんなこれに該当するというわけではないのですが、離婚率が非常に高い時代になっている。確か3組に1組というような話もあるくらい多いと。その中には、こういう内在しているDV被害の問題もあるの

ではないかというようなことが言われていますけれども、本当に実質あんまり自分たちの住んでいるところを知られたくないということで、ひっそり暮らしている人たちの生活というのは、大変な状況になっていることもあると思います。

そこをいろんな意味で、例えば町のいろんな事業の中で、そういう実態がつかめてどう支援するかということにも関わってくるがあると。生活保護法とはちょっと違った意味で大事な制度なのかなと。それを実態あるものにするために町としてどうしていくのか、こういうときの改定なんかのときに、やっぱりきちっと指摘しておくことも必要なのではないかなと思って、私はちょっと質問しているのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） ひとり親家庭等の医療費のことではないですけれども、住民票を動かさずに永平寺町のほうに転入されてきた親子のことについては、そういう裁判、そういう事を女性相談センターというところで相談をしているという証明をつけていただければ、転入の際に住所を動かさずに、住所を動かしても、決してほかの方には住民票を出さないという処置を取らせていただいていますので、住所が暴力をしているご主人に分かってしまうということはないようになっております。

○議長（中村勘太郎君） 最後、3回目。金元君。

○6番（金元直栄君） 夫だけが暴力を振るうわけでないので、その辺は分かりませんが、その辺はデリケートな問題があるのでありますが。ただ、この判定の問題は女性保護ということで、弱い立場の人たちを守るということで、住所は絶対明かさないとこののですが、全国で悲劇を見てみると、情報が漏れるのは公的な機関からというのがやっぱり多いですね、相手方に漏れているのは。そういうことを考えると、やっぱり悲惨な事件につながっていることもあるようなので、ここは十分本当に秘密を守るような体制と同時に、実効ある支援をしていけるような体制をね、十分考えられているのだろうと思いますが、そう考えた上で進めるようにしていただきたいと私は思っています。ただ、これから以降は、いわゆる民法の改定で共同親権の問題が出てくると、もっとややこしくなるということもあります。これは一般質問でさせていただきますけれども、そのことを含めて十分考えていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほど答弁の中で、ちょっと確認させていただきたいのですが、当町は今の相談所をしているよというふうなことが、きちっと分かった時点で、住民票を移してなくても対象にしているのか。いや、はたまた住民票がないと、そういう対象にならないという規定になっているのか。その特例じゃないけれども、そういう処置を例えば町長が認める場合とか、そういうような項目があって、そういうところに該当するとか。そういうようなところの町の考え的なのはどうでしょう。課長も含めて町長も含めてちょっと確認をさせていただきたいと思っています。

当町は、子供の医療、高校18歳までは無料という形でやっていますから、そこら辺も含めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろなケースがあると思いますけど、住所がなくても、まちとしては親身にお話を聞かせていただくなり、そこはあります。ただ、その医療費の助成、そこは当該市町とちょっと連携を、その住所がある方のところと、私は連携を取ってというお話になると思いますが、いろいろな相談事、住所がなくてもこの永平寺町で生活されている方の中で、やっぱりあなたは町民じゃないから駄目ですよとか、そういったものは、そこはやっぱり温かく聞いてあげることは大事だなと思っていますので。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

森山君。

○7番（森山 充君） 7番、森山です。

これ法律の改正の交付が5月19日ということになっていて、大分、今回の専決した日とですね、時間がかかり、期間があると思うのですが、何でこういう専決になるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 本来でしたら、昨年度中に承認をいただくべきところでしたが、県からの通知が要綱の改正であったため、まちも要綱を改正する手続を進めておりましたところ、町では条例でも制定されていたことがあとで分かり、今回の専決となっております。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます

採決します。

承認第13号、永平寺町ひとり家庭と医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第17 議案第33号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第18 議案第34号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第19 議案第35号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第20 議案第36号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第21 議案第37号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

～日程第22 議案第38号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第17、議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第22、議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました、議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算についてまでの提案理由を申し上げます。

議案書105ページをご覧ください。

まず、議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算では、第1条にお

いて、歳入歳出それぞれ4億4,955万3,000円を追加し、補正後の予算総額を101億3,433万2,000円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、106ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書129ページをご覧ください。

次に、議案第34号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算では、予算総額に変更はなく、財源の組替えを行うものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、130ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書138ページをご覧ください。

次に、議案第35号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算では、予算総額に変更はなく、財源の組替えを行うものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、139ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書147ページをご覧ください。

次に、議案第36号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算では、第1条において、歳入歳出それぞれ112万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1億4,827万5,000円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、148ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書156ページをご覧ください。

次に、議案第37号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算では、第2条において、水道事業費用に33万3,000円を追加し、補正後の収益的支出予算総額を3億1,318万4,000円とし、第3条においては、財源の組替えを行うものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は、158ページの令和6年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

議案書167ページをご覧ください。

次に、議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算では、第2条において、下水道事業費用に63万2,000円を追加し、補正後の収益的支出予算総額を7億4,673万2,000円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は、169ページの令和6年度永平寺町下水道

事業会計予算実施計画のとおりでございます。

以上、議案第33号から議案第38号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議案第39号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第23、議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書175ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、令和6年4月に改正されたことに伴い、同法からの引用規定のある本条例について、所要の改正をさせていただくものでございます。

以上、議案第39号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第24 議案第40号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第24、議案第40号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第40号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書176ページをご覧ください。

附属機関として、空き家等対策検討委員会及び心身障害児保育入園判定委員会の2つの委員会を追加で規定いたしたく、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第40号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第25 議案第41号 字の区域の変更について～

～日程第26 議案第42号 字の区域の変更について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第25、議案第41号、字の区域の変更についてから、日程第26、議案第42号、字の区域の変更についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第41号、字の区域の変更について並びに議案第42号、字の区域の変更について、提案理由を申し上げます。

議案第41号、字の区域の変更につきましては、議案書177ページから178ページをご覧ください。

地籍調査事業に伴い、松岡小畑地区において飛び地の解消を行うため、飛び地になっている土地を隣接する大字に区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を要するものでございます。

なお、この字の区域の変更は、国土調査法第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものでございます。

議案第42号、字の区域の変更につきましては、議案書179ページをご覧ください。

地籍調査事業に伴い、松岡下合月地区において利用上一体として利用されている土地を、隣接する字に区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を要するものでございます。

なお、この字の区域の変更は、国土調査法第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものでございます。

以上、議案第41号並びに議案第42号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第一審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第27 議案第43号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第28 議案第44号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

- ～日程第 29 議案第 45 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 30 議案第 46 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 31 議案第 47 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 32 議案第 48 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 33 議案第 49 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 34 議案第 50 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 35 議案第 51 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 36 議案第 52 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 37 議案第 53 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 38 議案第 54 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 39 議案第 55 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～
- ～日程第 40 議案第 56 号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第 27、議案第 43 号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから、日程第 40、議案第 56 号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてまでの 14 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第 43 号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから、議案第 56 号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてまでの 14 議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 6 年 8 月 31 日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 43 号の江守敬三氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 180 ページから 181 ページをご覧ください。

江守氏は、平成 30 年から農業委員を務められており、農家組合長や松岡農業土木委員会といった地域農業組織の要職も務められ、また、現在まで 40 年以上にわたり農業協同組合で勤務されておられます。これまでの経験から農業情勢に精通し、農家や農業関係者に広くつながりをお持ちでいらっしゃいます。農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き活躍していただけるものと期待しております。

議案第44号の白崎典孝氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書182ページから183ページをご覧ください。

白崎氏は、これまで区長や農家組合長を務められ、地域での人望も厚く信任を得ております。令和3年からは農地利用最適化推進委員及び地元の保全活動組織の代表を務めており、農地集積や遊休農地の解消などにご尽力されております。農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第45号の伊藤悦子氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書184ページから185ページをご覧ください。

伊藤氏は、永平寺町役場農林課で農業行政に携わった経験があり、平成30年からは農業委員を務められ、農業に関する識見も高く、令和元年から3年、民生児童委員も務められ、多様な知識、人脈を有しているため、農業委員会の商用事務に利害を有しない中立な立場で意見を具申する農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き農業が抱える課題に熱心に取り組んでいただけるものと期待しております。

議案第46号の多田美知子氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書186ページから187ページをご覧ください。

多田氏は、農地農事組合法人上志比グリーンファーム組合員で、認定農業者であり、地域振興作物の栽培に熱心に取り組まれておられます。また、禅の里永平寺語り部、永平寺町観光ボランティアガイドの会で活動されるなど、幅広い分野で活躍される多くの方々と交流を築かれておられます。現在は福井県農業委員会女性農業委員の会会長の要職に就いておられ、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き女性農業委員として活躍していただける方であると期待しております。

議案第47号の末永正見氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書188ページから189ページをご覧ください。

末永氏は、永平寺町役場農林課で農業行政に携わった経験があり、平成26年から令和2年まで松岡吉野土地改良区の事務局を務められ、農業情勢に関して高い識見を持っておられます。これまで区長や地元の保全活動組織の代表も務めており、地域の人望も厚く信任を得ております。これまでの経験や知識を生かして、農業を抱える課題に熱心に取り組んでいただけるものと期待しております。

議案第48号の浅野敬一氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書190ページから191ページをご覧ください。

浅野氏は、小舟渡土地改良区の理事を務められ、農業基盤を整備し生産性の向上などにご尽力されております。平成30年、令和元年の2年間は区長を務め、現在は農家組合議長を務めており、地域での人望も厚く信任を得ております。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第49号の小鍛治仁博氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書192ページから193ページをご覧ください。

小鍛治氏は現在、福井県農業協同組合、農家組合総代や農家組合長を務められており、地元の集落営農活動に貢献されています。また、農事組合法人エコファーム光明寺の理事や、認定農業者として地域の集落営農を担っておられます。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

議案第50号の渡邊与市氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書194ページから195ページをご覧ください。

渡邊氏は、20年近くにわたり農業協同組合で勤務され、農業情勢に関して高い識見を持っておられます。現在では認定農業者として、特に野菜を中心とした園芸栽培に大変熱心に取り組まれており、地域における若手の担い手として今後も期待されており、厚く信任を得ております。これまでの経験や知識を生かして、農業が抱える課題に熱心に取り組んでいただけるものと期待しております。

議案第51号の竹内弘之氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書196ページから197ページをご覧ください。

竹内氏は、30年以上にわたり福井県経済農業協同組合連合会や福井県厚生農業協同組合連合会に勤務し、農業情勢に関して高い識見を持っておられます。また、公益財団法人福井農林水産支援センターの勤務経験もあり、現在では10年にわたり地元の保全活動組織の代表を務められており、農用地の集積、集約化にご尽力されております。平成24年から平成27年まで農業委員として務めたことがあり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第52号の渡辺雅之氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書198ページから199ページをご覧ください。

渡辺氏は、これまで旧吉田郡農業協同組合の理事、福井県農業協同組合、農家

組合総代や農家組合長といった立場で、幅広く地域活動に取り組んでこられました。平成27年から平成30年まで農業委員を務めており、農地集積や遊休農地の解消などにご尽力されております。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

議案第53号の山下睦男氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書200ページから201ページをご覧ください。

山下氏は、これまで区長を務めたことがあり、地域での人望も厚く信任を得ております。平成22年には農家組合長も務めており、地元の集落営農活動に貢献されています。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

議案第54号の酒井一男氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書202ページから203ページをご覧ください。

酒井氏は、これまで区長や農家組合長を務められ、地域での人望も厚く信任を得ており、上志比地区及び竹原区遺族会の代表も務めており、幅広い分野で活躍されております。現在は小舟渡土地改良区の理事を務め、農業基盤を整備し、生産性の向上などにご尽力されております。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして農業における課題に真摯に取り組んでいただける方であると期待しております。

議案第55号の前田金次郎氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書204ページから205ページをご覧ください。

前田氏は、これまで農家組合長を務められ、現在は地元の転作組合の代表を務め、地域での人望も厚く信任を得ております。現在、地元を中心に稲作をされており、今後も農地保全や農業振興の中心的な役割を担っていただける方と考えております。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

議案第56号の佐野茂幸氏について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書206ページから207ページをご覧ください。

佐野氏は、農事組合法人上志比グリーンファーム組合員で認定農業者であり、地域振興作物の栽培に熱心に取り組まれておりおられます。これまで区長や農家組合長を務められ、地域での人望も厚く信任を得ております。現在、農地利用最適化推進委員を務めており、農地集積や遊休農地の解消などに尽力されており、

農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、幅広い知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

以上、議案第43号から議案第56号までの提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより、議案第43号から議案第56号までの14件について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第43号から議案第56号までの14件について、一括で採決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから、議案第56号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてまでの14件を一括採決いたします。

議案第43号から議案第56号までの14件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第41 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第41、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件を議題といたします。

町長より、永平寺町公の施設の指定管理地者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回について、理由を申し上げます。

令和6年3月議会で上程いただきました、議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年度決算認定に係る決議や一般質問でのご提案を受け、指定管理制度をよりよいものとして活用するため、前向きに検討を重ね改正するものでございました。しかし、指定管理者の指定の特例の取扱いについて慎重な対応が必要と判断し、同議案を撤回することといたしました。

以上、理由といたします。

詳細につきましては、担当課より説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） それではご説明いたします。

今回、3月議会で上程させていただきました条例改正につきましては、指定管理者指定の特例の条文において、指定管理候補者選定の制限を設けない運用とする趣旨と、PFI法の制度活用を想定した条文を追加し、公の施設をより効果的で効率的な運営を任せられる指定管理者の選定ができるよう、条例改正の議決を求めたところでございます。しかしながら、町長も申しましたように、慎重な対応が必要と判断しましたので、議会及び監査委員と十分な調整をさせていただき、皆様にご理解いただいた上で条例改正を行いたいため、議案第18号の撤回をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件を、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件を、許可することに決しました。

～日程第42 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第42、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願を議題といたします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願の件を、請願文書表のとおり総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

委員会におかれましては、休会中に審議をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出していただきますよう、よろしく願いいたします。

～日程第43 議員の派遣の件について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第43、議員の派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定

いたしました。

暫時休憩します。

(午後 0時30分 休憩)

---

(午後 0時30分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これで散会することについて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日6月4日から6月9日までを休会といたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、6月4日から6月9日までを休会といたします。

なお、6月10日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほど  
よろしく願いいたします。

本日は、どうもご苦労さまでございました。

(午後 0時31分 散会)